2026年度
山形県の学童保育の現状と課題

－ 山形県学童保育連絡協議会実態調査結果より －

山形県学童保育連絡協議会は、山形県内の学童保育施策の充実を目指して、毎年5月1日現在の学童保育の実態調査を行っています。

この調査は、全国学童保育連絡協議会が毎年行っている自治体に対する「学童保育の実施状況調査」と並行し山形県学童保育連絡協会独自で、県内各自治体に、学童保育施策における、国の補助事業・山形県単独事業・市町村単独事業の実施状況について調査を依頼しました。

各自治体の担当課に、調査依頼票への記入を依頼し、今年度も県内すべての市町村から回答を頂きました。

これらの調査結果を踏まえ、「山形県の学童保育の現状と課題」として纏めました。

1.学童保育の現状

○学童保育の「支援の単位」数は428、か所数は328か所

○学童保育の入所児童数は、17,359人

2026年5月1日現在、山形県の学童保育は、「支援の単位」数は428(昨年比5増)、入所児童数は1万7,359人（昨年比40減）です。

小学校の児童数は年々減少(昨年比1,734人減)しておりますが、学童保育の需要は年々高まっています。小学生の4割を超えた児童が利用しており、特に1年生に於いては約7割の児童が利用しております。全国と比較してもトップクラスの利用率です。しかし、全国的に課題となっている待機児童の県内の状況は108人(昨年比6か所45人増)、学童保育の未設置校は20校、学童が必要な児童が全て利用出来るよう早急な対策が必要と考えます。

また、子どもの集団の規模が「おおむね40人」と望まれる中で、状況を満たしているのは約5割、まだまだ大規模人数の 施設が多い現状は変わっておりません。子どもたちに「居心地の良い生活の場」を保障し、放課後や長期休業日の自由な時間を安全に安心して過ごせるよう、適正規模を守ることが最重要と考えます。

運営主体は、社会福祉協議会・民間企業が減少し、公営・NPO法人等法人運営が増加しています。

2.地域・自治体の動向

山形県内において、ほとんどの自治体で放課後健全育成事業(学童保育)が実施されております。

今年度、新規に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の対象区分に「経験年数3年以上」が追加されました。この追加された事業は、ほとんどの自治体で実施されており、今後更に指導員の処遇が改善され、経験を積み重ねた指導員が増えていくことを願います。

2024年度創設された「常勤職員2名以上配置した場合の補助金」は4自治体増加し、全体の約8割となっております

一方で、2割の自治体は申請しておらず、運営費の格差が生じており、条件整備等早急な対応が必要と考えます。

各自治体の単独事業は、施設等賃借料加算や児童数に応じた運営費加算、利用料軽減事業の拡充、光熱水費、インターネット使用料への補助等が行われております。

利用料に関する各自治体の取り組みとして、完全無償化や多子世帯への所得制限撤廃の動きが見られます。昨今の最低賃金の引き上げに伴い、保護者の保育料負担軽減に繋がるよう施策の充実を希望します。

国からさまざまな補助金のメニューが準備されておりますが、事業の特性や現場が抱える課題について、各自治体と共に活用できる方法を検討し、取り組んでいくことが課題と考えます。

2026年 山形県の学童保育（全国学童保育連絡協議会実施状況調査より）

1．支援の単位数と入所児童数の推移

年	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	**2026**
支援の単位	353	367	381	396	406	409	416	419	423	**428**
児童数	13,562	14,398	14,963	15,531	15,611	16,339	16,836	16,991	17,399	**17,359**

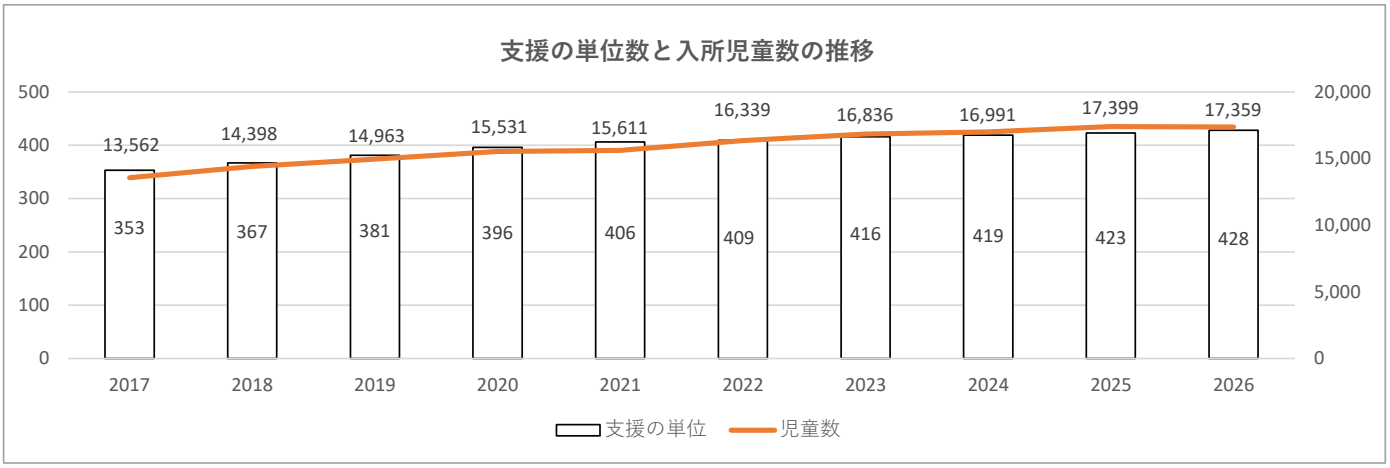

2．学童保育利用児童数の推移

年	児童数	利用児童数	**利用率**	1年生の児童数	利用率
2020	50,855	15,531	**31%**	8,045	53%
2021	49,164	15,611	**32%**	7,689	55%
2022	48,241	16,339	**34%**	7,732	58%
2023	46,867	16,836	**36%**	7,221	61%
2024	45,607	16,991	**37%**	7,070	63%
2025	44,127	17,399	**39%**	6,563	64%
2026	**42,393**	**17,359**	**41%**	**6,283**	**68%**

※1

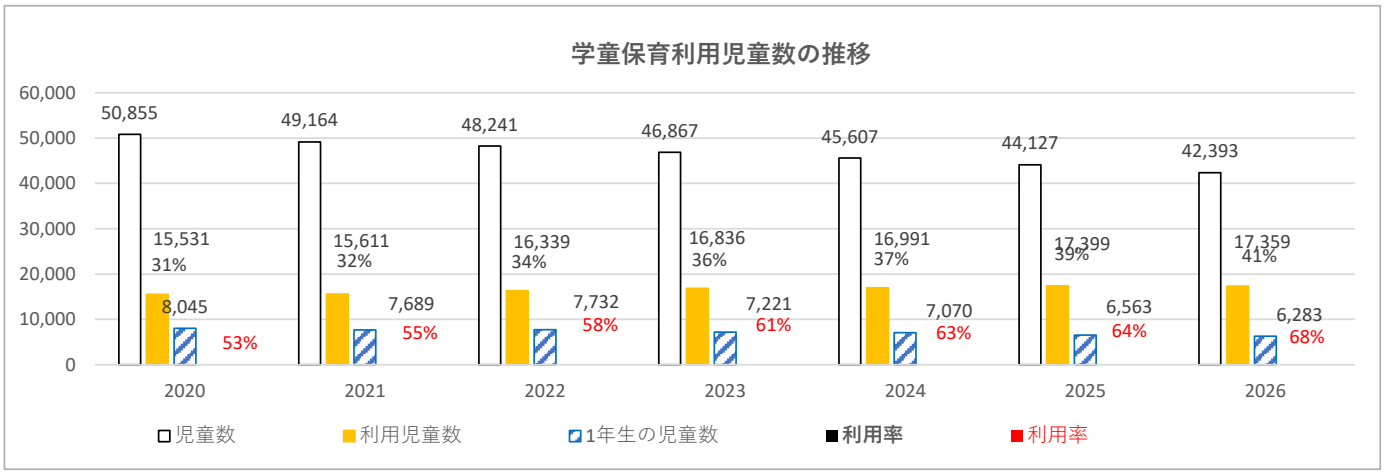

3. 学年別児童数

学年	2025年	**2026年**	増減
1年	4,400	**4,289**	▲ 111
2年	4,297	**4,214**	▲ 83
3年	3,734	**3,778**	44
4年	2,655	**2,629**	▲ 26
5年	1,421	**1,641**	220
6年	892	**808**	▲ 84
合計	17,399	**17,359**	▲ 40

※2

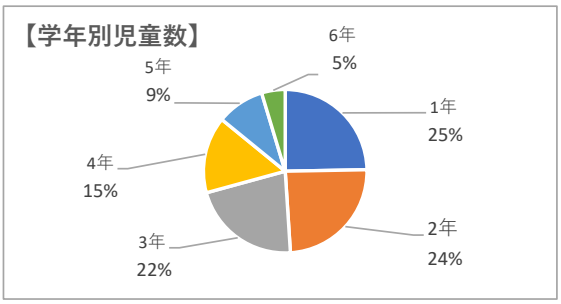

4. 支援の単位

人数	2025年	**2026年**	増減
10人以下	3	**4**	1
11～20人	23	**15**	▲ 8
21～30人	54	**66**	12
31～40人	135	**152**	17
41～50人	130	**107**	▲ 23
51～60人	48	**56**	8
61～70人	19	**16**	▲ 3
71～100人	11	**12**	1
合計	423	**428**	5

※2

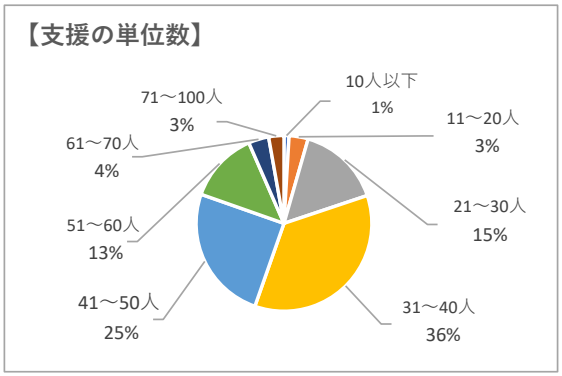

5. 運営主体

主体者	2025年	**2026年**	増減
公営	9	**12**	3
社会福祉協議会	52	**49**	▲ 3
地域運営委員会・保護者会	182	**181**	▲ 1
NPO法人	96	**101**	5
民間企業	11	**8**	▲ 3
その他法人等	73	**77**	4
合計	423	**428**	5

※2

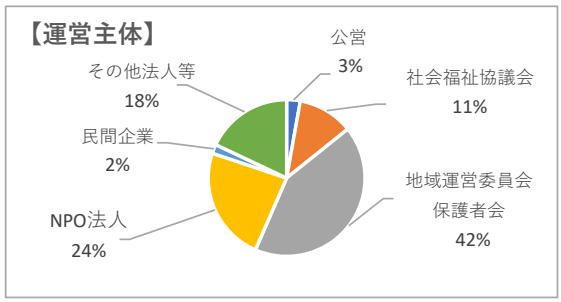

6. 施設

場所	2025年	**2026年**	増減
学校施設内	150	**149**	▲ 1
児童館内	23	**24**	1
公設専用施設	82	**90**	8
その他の公的施設	40	**37**	▲ 3
法人等の施設	34	**30**	▲ 4
保護者が建てた専用施設	9	**7**	▲ 2
民家・アパート	35	**35**	0
その他	50	**56**	6
合計	423	**428**	5

※2

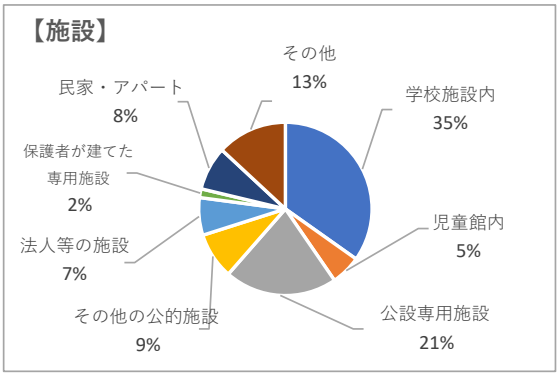

◎基本データは、全国学童保育実施状況調査より

※1． 児童数及び1年生の人数は、山形県ホームページ

令和8年度学校基本調査 山形県結果速報より（各年度5月1日現在）

1．運営費に関わる補助事業の実施状況（1/2）

放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブを運営する事業



実施あり	34
実施なし（回答無し）	1

長期休みの支援の単位増への補助の実施
開所日数×23,000円／年



実施あり	1
実施なし	33
①予算措置なし	29
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

常勤職員2名以上配置した場合

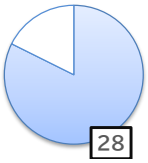

実施あり	28
実施なし	6
①予算措置なし	4
②予算措置あり・申請なし	1
③その他	1

常勤職員2名未満の場合(省令通り)

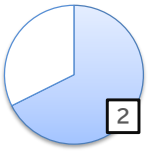

実施あり	23
実施なし	11
①予算措置なし	8
②予算措置あり・申請なし	1
③その他	2

放課後児童クラブ　送迎支援事業
学校から施設、施設から学校への送迎にかかる付き添いや車両の燃料費
613,000円／年



実施あり	1
実施なし	33
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援
分室に設置する1支援の単位あたり
798,000／年

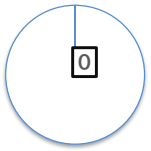

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	31
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

放課後子ども環境整備事業(1)

設置促進事業一体型推進
13,000,000円

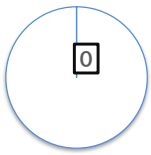

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

設置促進事業
12,000,000円

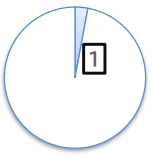

実施あり	1
実施なし	33
①予算措置なし	29
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

開所準備経費を含む
12,6000,000円



実施あり	2
実施なし	32
①予算措置なし	29
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

放課後子ども環境整備事業(2)(3)(4)

（2）放課後児童クラブ環境改善事業
備品の更新、設備整備の費用
詳細は下記

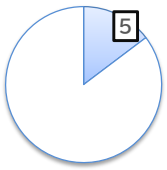

実施あり	5
実施なし	29

（3）放課後児童クラブ障害児受入促進事業
障がい児を受け入れるための改修。
設備整備修繕、備品購入　1,000,000円／年

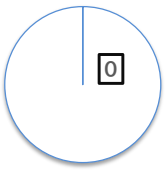

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

（4）倉庫設備整備事業
余裕教室を利用する際の、余裕教室の
荷物を置く場所の整備　3,000,000円／年

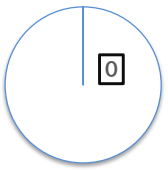

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

放課後子ども環境整備事業(2)　内訳

小学校余裕教室利用、放課後子ども教室と一体的実施
2,000,000円／年



実施あり	0
実施無し	34

予措無	予措有	他
30	3	1

幼稚園、認定こども園を活用する場合
5,000,000円／年

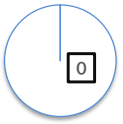

実施あり	0
実施無し	34

予措無	予措有	他
30	3	1

開所準備経費を含まない場合
1,000,000円／年



実施あり	6
実施無し	28

予措無	予措有	他
25	3	0

開所準備費を含む場合
1,600,000円／年



実施あり	0
実施無し	34

予措無	予措有	他
30	3	1

【新規】夏季休業期間中の分室を実施するために必要な整備修繕等に必要な経費
600,000円／年

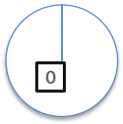

実施あり	0
実施無し	34

予措無	予措有	他
30	3	1

１．運営費に関わる補助事業の実施状況（2/2）

放課後児童クラブ運営支援事業

（１）賃借料補助事業

学校敷地外の民家アパート等でH27以降に
実施している施設の賃借料　3,444,000円／年



実施あり	3
実施なし	31
①予算措置なし	28
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

（２）移転関連費用補助

待機児童解消で移転し受け入れ児童を増やす場合
2,500,000円／年



実施あり	2
実施なし	32
①予算措置なし	29
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

（３）土地借料補助

新たに土地を賃借して
放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用
6,300,000円／年

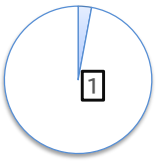

実施あり	1
実施なし	33
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

子ども・子育て支援施設整備交付金

補助率（負担割合）民立の場合の一例　：　国1/2　県1/8　市町村1/8　事業者1/4

補助率（負担割合）公立の場合の一例　：　国2/3　県1/6　市町村1/6

創設及び改築

放課後児童クラブの創設及び改築整備にかかる工事費
および諸経費
上限　76,302,000円×補助率



実施あり	2
実施なし	32
①予算措置なし	28
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

拡張

〞放課後児童クラブの拡張整備にかかる工事費および諸
経費
上限　内閣総理大臣が認めた額

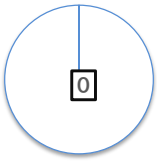

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

大規模改修

大規模改修にかかる工事費及び諸経費
上限　内閣総理大臣が認めた額

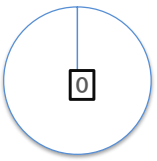

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

2．人件費に関わる補助事業の実施状況（1/2）

障害児受入推進事業

障がい児受入のため専門の支援員を配置
2,352,000円／年



実施あり	27
実施なし	7
①予算措置なし	7
②予算措置あり・申請なし	0
③その他	0

障害児受入強化推進事業（追加配置）

障害児を３人以上受け入れる場合、専門の支援員を追加配置する。

(1)職員1名加配 障害児３人以上 2,352,000円/年		(2)職員2名加配 障害児6名以上 4,704,000円/年		(3)職員３名加配 障害児9名以上 7,056,000円/年	
実施あり	15	実施あり	2	実施あり	0
実施無し	15	実施無し	2	実施無し	34

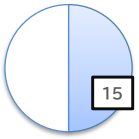

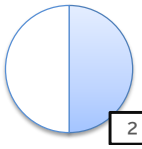

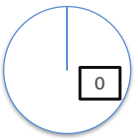

障害児受入強化推進事業（医療的ケア児）

看護職員等が送迎支援事業を実施する場合
1,353,000円／年

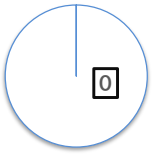

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	29
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	2

医療的ケア児を受け入れる場合
4,061,000円／年



実施あり	2
実施なし	32
①予算措置なし	27
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	2

要支援児童等対応推進事業

関係機関との連携強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置の配置をした場合
1,486,000円／年



実施あり	1
実施なし	33
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	2
③その他	1

放課後児童支援員処遇改善事業



実施あり	16
実施なし	18

（1）家庭、学校との連携を行う育成支援事業
2,181,000円／年

実施あり	15
実施無し	19

予措無	予措有	他
16	2	1



（2）左記に加え地域との連携を行う育成支援事業
3,768,000円／年

実施あり	9
実施無し	25

予措無	予措有	他
21	3	1



放課後支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金

当該年度において賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員
（月額11,000円相当賃金改善）



実施あり	22
実施なし	12
①予算措置なし	11
②予算措置あり・申請なし	1
③その他	0

小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模な施設で指導員の複数配置の為必要な人件費　735,000円/年



実施あり	6
実施なし	28
①予算措置なし	23
②予算措置あり・申請なし	4
③その他	1

放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

施設の清掃や環境整備、運営に関わる事務などの育成支援の周辺業務を行う職員を配置するために必要な経費 1,646,000円/年



実施あり	8
実施なし	26
①予算措置なし	24
②予算措置あり・申請なし	1
③その他	1

第三者評価受審推進事業

第三者評価委員会設置にかかる経費
300,000円/年

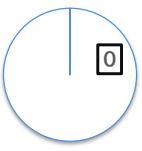

実施あり	0
実施なし	34
①予算措置なし	30
②予算措置あり・申請なし	3
③その他	1

2．人件費に関わる補助事業の実施状況（2/2）

放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	(1)放課後児童支援員 1人あたり 131,000円/年	【新規】 (2)経験３年以上の支援員 １人あたり 198,000円/年	(3)経験5年以上の事業所長 1人あたり 263,000円/年	(4)経験10年以上の事業所長 1人あたり 394,000円/年
経験年数ごとに 放課後児童支援員の人件費を補助	実施あり 20 実施無し 14	実施あり 17 実施無し 17	実施あり 21 実施無し 13	実施あり 19 実施無し 15
実施あり 21 実施なし 13	予措無 13 / 予措有 1 / 他 0	予措無 15 / 予措有 2 / 他 0	予措無 12 / 予措有 1 / 他 0	予措無 13 / 予措有 2 / 他 0
				

3．国庫補助その他事業・山形県単独事業の実施状況

＜国庫補助その他・県単独事業＞

放課後児童支援員等 資質向上研修事業		利用調整支援事業業	
巡回アドバイザー等の配置 4,064,000円／年	放課後支援員として就労を希望する人に求人情報の提供等連携し行う 1,325,000円／年	待機児童解消のために放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用 1市町村あたり4,633,000／年	
実施あり 3 実施なし 31		実施あり 0 実施なし 34	実施あり 0 実施なし 34
①予算措置なし 28 ②予算措置あり・申請なし 2 ③その他 1		①予算措置なし 30 ②予算措置あり・申請なし 3 ③その他 1	①予算措置なし 30 ②予算措置あり・申請なし 3 ③その他 1
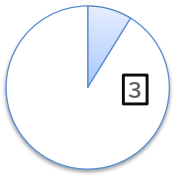	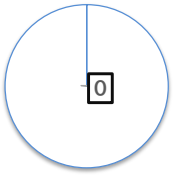	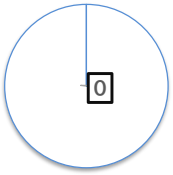	

ICT化推進事業		災害時放課後児童クラブ 利用料支援事業	
ICT化推進にかかる経費補助 500,000円/年	通訳サービス等の利用 150,000円/年	R6能登半島地震によりクラブを臨時休業させた場合市町村が保護者減免等を補助 280,000円/年	
実施あり 4 実施なし 30	実施あり 0 実施なし 34	実施あり 0 実施なし 34	
①予算措置なし 27 ②予算措置あり・申請なし 2 ③その他 1	①予算措置なし 30 ②予算措置あり・申請なし 3 ③その他 1	①予算措置なし 30 ②予算措置あり・申請なし 3 ③その他 1	
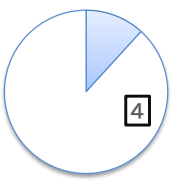	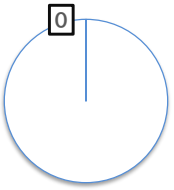	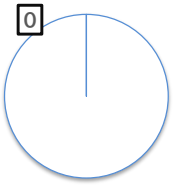	

＜県単事業＞

放課後児童クラブ 利用料軽減事業　低所得世帯	放課後児童クラブ 利用料軽減事業　多子世帯	性被害防止対策に係る設備等支援
利用料の補助事業 要保護家庭　10,000円／月 準要保護家庭　7,000円／月	第２子以降の利用料補助事業（所得制限有） 第２子5,000円/月 第３子以降10,000円／月	性被害防止対策を図るためのパーテーション簡易更衣室等の設備の購入
実施あり 29 実施なし 5	実施あり 29 実施なし 5	実施あり 1 実施なし 33
①予算措置なし 5 ②予算措置あり・申請なし 0 ③その他 0	①予算措置なし 5 ②予算措置あり・申請なし 0 ③その他 0	①予算措置なし 30 ②予算措置あり・申請なし 3 ③その他 0
		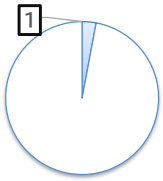

4. 市町村単独事業の実施状況

※市町村よりいただいた単独事業を項目別に記載しています。

＜施設等の賃借料等に関する補助事業＞

・民間施設を利用し、放課後児童クラブを新設した場合に発生する施設等賃借料について委託料に加算する。
（平成２８年度までに開設したクラブ）月６万円限度
（平成２９年度以降に開設したクラブ）月12万円限度　※開設から3年間。4年目以降は、月6万円限度
・施設の賃貸料を市単独補助として支援している。金額は月額７万円もしくは年額８４万円を上限とする。この支援は、放課後児童健全育成事業(基本分)の金額に上乗せして、委託料として各クラブへ支給している。独自ルールとして、環境整備事業と育成支援体制強化と合計で1,000千円としている。
・１支援の単位当たり　1,200,000円/年（上限）
・社会福祉法人が運営する放課後児童クラブに対する土地借料補助を町単独事業として支援している。金額については、賃借料の1/3を上限としている
・既存の小学校の余裕教室等の改修を行う場合、1事業所につき、3500千円上限

＜児童数に関する補助事業＞

・45人以上受入支援の単位に１人当たり34,500円の運営費を加算

＜職員数加算に関する補助事業＞

・児童１人あたりの専用区画の面積が１.６５㎡以上かつ児童数が５１人～６０人で、放課後児童支援員等を常時３人以上配置するクラブに対して、職員配置に係る費用を委託料に加算する。
1,600,000ー(児童数ー50)×40,000円
・登録児童数が１９人以下のクラブ（平成３１年４月１日までに開設したクラブに限る）に対して、運営に係る費用を委託料に加算する。
4,865,000円－[{2,794,000ー(19-児童数)×30,000}＋697,000]円
・指導員加算　児童数が5人から45人の場合　（常勤指導員数－1人）×970,000円
児童数が46人以上の場合　（常勤指導員数－2人）×970,000円

＜利用料軽減事業(県事業)に関する単独補助事業＞

・多子世帯への補助について、世帯の市民税所得割額の合計額が301,000円未満の世帯を対象とする。
・軽減補助に所得制限なし。
・多子世帯に関し所得要件撤廃
・準要保護、要保護の他、町単独で町民税が非課税世帯の利用児童についても２分の１を助成。
・R6年度より同時入所場合、第二子以降無料。
・低所得者世帯…準要保護(全額又は7,000円のいずれか低い額)、要保護(全額)
多子世帯…2人目(3,000円)、3人目(全額又は6,000円のいずれか低い額)
・利用者一人1,000円（月）の補助金
クラブが保護者から利用料を徴収する際に、1,000円差し引いて徴収し、その分を町からクラブに補助金として支給している。
・放課後児童クラブ利用料軽減事業対象外の児童に対し、2,000円または利用料半額の少ない額の補助
・児童割　児童数×1,000円×12ヶ月
・多子世帯補助1世帯最大3000円
・R8年度より利用料完全無償化
・2人目1/2または1/3減免。3人目以降無料(所得制限あり)

＜送迎関係の補助事業＞

・学童保育への送迎のためのスクールバスは市で委託している。
・別校区の児童についてタクシーで放課後児童クラブまで送迎（保護者負担なし）

＜電気料・水道料、インターネット使用料、ICT等に関する補助事業＞

・１支援の単位当たり当該施設で契約した電気料の基本料金並びに上下水道料の基本料金及び従量料金８㎥相当額
・１支援の単位当たり当該施設で契約した児童が使用するインターネット回線の利用料金に2分の1（当該回線を職員も利用する場合にあたっては、4分の1）を乗じて得た額
・ICT・・・R8年度より新規開所した2クラブがあり、そのクラブのみ対象となる見込み